

国民保護の仕組み



シンフォニー
人と自然と文化の交響県 佐賀

佐賀県

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

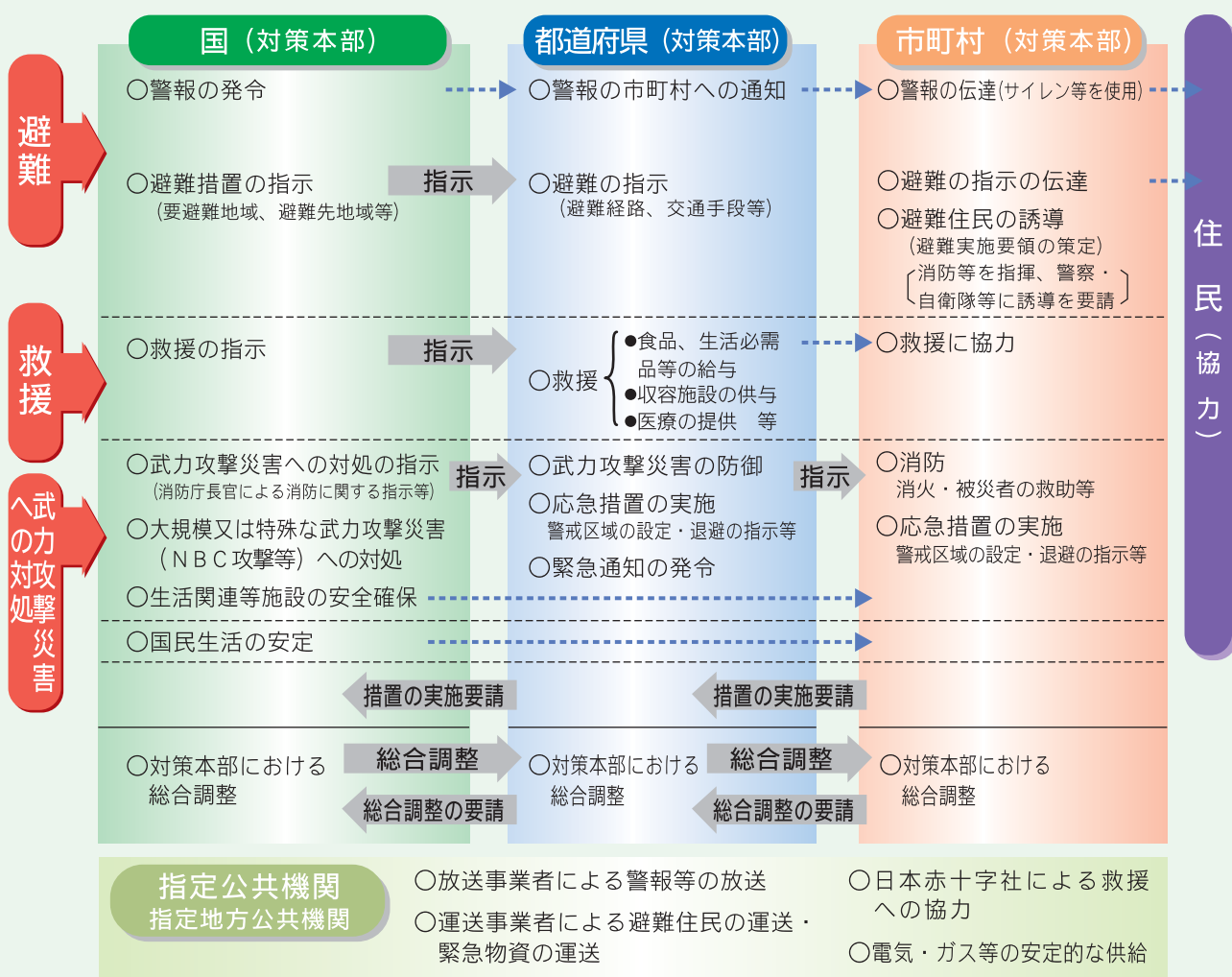
国民保護法 っ て な に

国民保護法の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、平成16年6月に成立し、同年9月に施行されました。

国民保護法は、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国、都道府県、市町村及び関係機関の役割分担やその具体的な措置等について定められています。

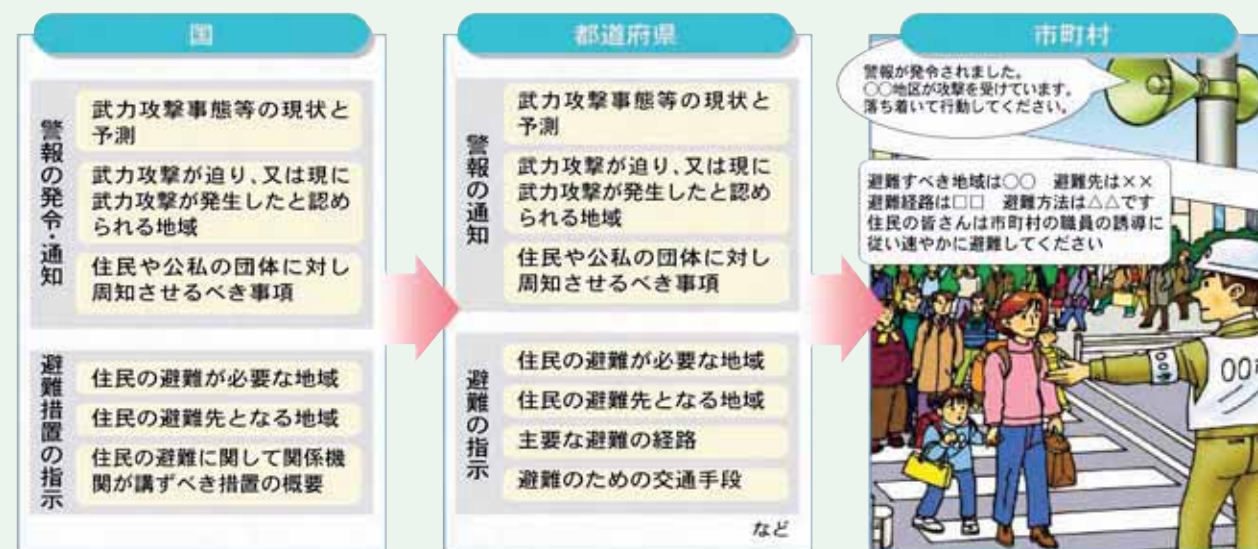
1 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

国民の保護のための措置は、大きく「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つから構成されます。



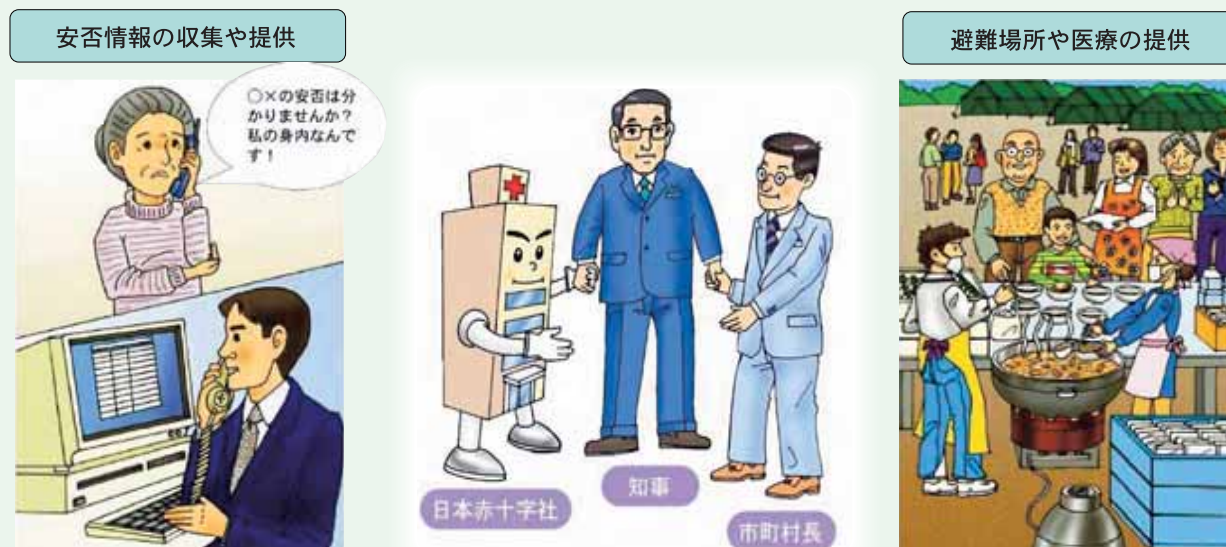
避難の仕組み

- 国の指示を受け、県知事は、市町村や関係機関に、警報の通知や避難の指示を行います。住民の皆さんには、テレビやラジオ、市町村の防災行政無線等様々な方法を通じて、これらの情報が伝達されることになります。



救援の仕組み

- 救援活動は、県が中心となって市町村や日本赤十字社等と力を合わせながら、安否情報の収集や提供をはじめ、避難場所や医療の提供等を実施します。



武力攻撃災害への対処

- 武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国や県、市町村等が一体となって対処します。



国民の協力

- 国民は、国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとされています。

国や県、市町村等が協力を要請できる場合として、次の4つの内容が規定されています。



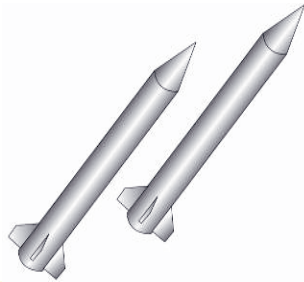
2 武力攻撃事態の類型

国民保護法では、我が国に対する外部からの武力攻撃については、次の4つの類型を想定しています。

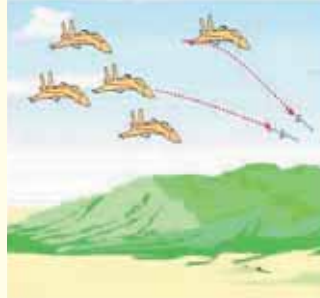
着上陸侵攻



弾道ミサイル



航空攻撃



ゲリラ・特殊部隊



3 緊急対処事態の分類

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態（いわゆる大規模テロ）等を緊急対処事態といいます。

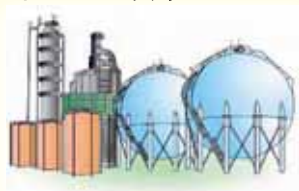
攻撃の対象施設や攻撃手段の種類により、次に示すような事態例が考えられています。

攻撃対象施設等による分類

危険物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

<事態例>

- 石油コンビナートなどの爆破
- 危険物積載船などへの攻撃



多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

<事態例>

- 大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破



攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

<事態例>

- 放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）
- 生物剤、化学剤の大量散布



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

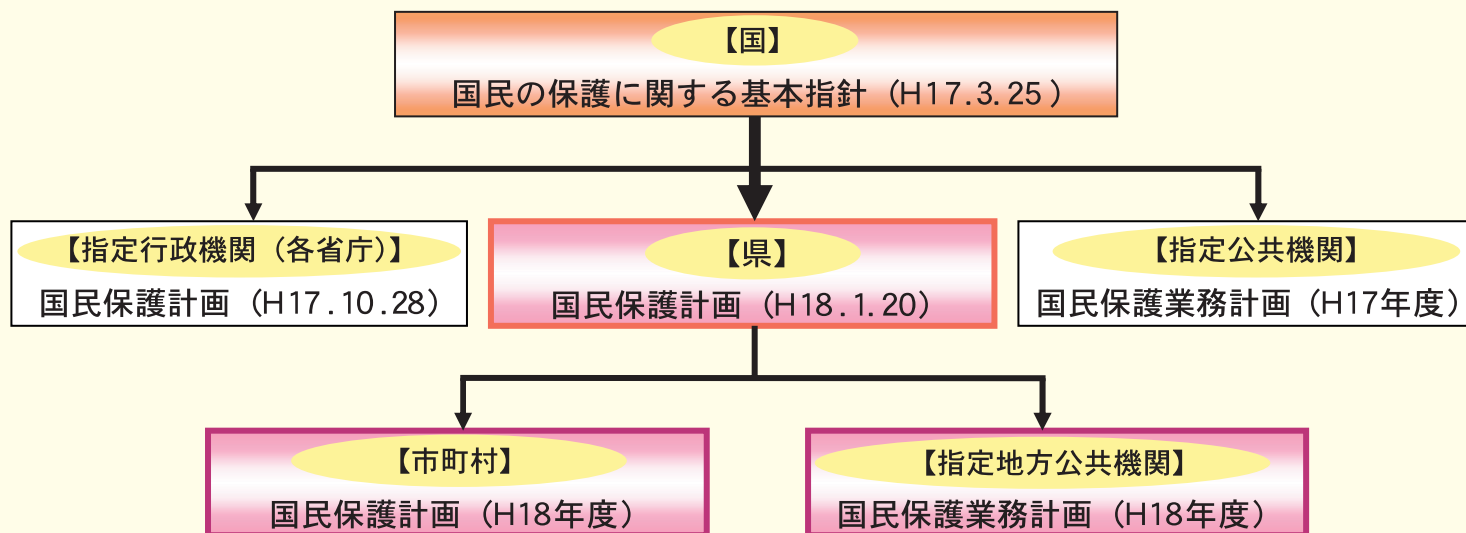
<事態例>

- 航空機等による自爆テロ



4 国民保護計画及び国民保護業務計画

県では、国の「基本指針」に基づき、平成18年1月20日に「佐賀県国民保護計画」を作成しました。平成18年度には、市町村や指定地方公共機関が、それぞれ国民保護のための計画を作成し、これにより国全体としての国民保護の仕組みが整うこととなります。



5 佐賀県国民保護計画

1 佐賀県国民保護計画の骨子

第1編 総則

- 計画全体の総括的事項（計画の位置付け、基本的人権等への配慮、地理的・社会的特性等）

第2編 平素の備えや予防

- 平素から備えておくべき事項（県の組織体制、通信の確保、24時間即応体制の充実等）

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 武力攻撃が発生した場合の具体的な対処に関する事項（初動体制の確保、警報・避難の指示の通知及び伝達、救援の実施、安否情報の収集や提供、武力攻撃原子力災害への対処等）

第4編 復旧等

- 復旧に関する事項（ライフライン等の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁等）

第5編 緊急対処事態への対処

- 緊急対処事態（大規模テロ等）については、武力攻撃事態に準じた対応

2 佐賀県国民保護計画の主な内容

(1) 初動体制の確保

- ア 県における初動体制を状況に応じ3段階で整備します。
- イ 宿日直による24時間即応体制のさらなる充実に努めます。

(2) 警報の通知及び伝達

- ア 警報は、佐賀県一斉指令システムや防災行政無線を中心に、県から市町村に通知します。
- イ 住民への伝達は、同報系防災行政無線を使って、国が定めたサイレン※を最大音量で鳴らして注意を促すなど、消防団や自治会等の協力も得ながら、市町村があらかじめ定めた手段により伝達されます。

※ 内閣官房のポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>で試聴できます。



(3) 避難の指示

- ア 国から避難措置の指示が出された場合、県は市町村を經由して、住民の皆さんに避難を指示します。



(4) 救援

- ア 収容施設の供与、食品・飲料水及び生活必需品等の給与などの救援を行います。
- イ 市町村と連携しながら、安否情報の収集や提供を実施します。

(5) 武力攻撃災害への対処

- ア 生活関連等施設の安全の確保、退避の指示、警戒区域の設定、事前措置、消防に関する措置等を実施し、武力攻撃災害が最小限になるよう取り組みます。

(6) 武力攻撃原子力災害への対処

ア 安全確保のための要請

警備強化の要請、経済産業大臣への運転停止命令の要請、知事が原子力事業者に対し原子炉の運転停止等の措置を講ずるよう要請できる旨を定めています。

イ 住民の避難

避難実施要領のパターンの一つに、自家用車による避難を想定したパターンを関係市町村が準備することになっています。

ウ その他

環境放射線の監視（モニタリング）体制の強化、武力攻撃原子力災害へ備えた訓練等を実施することになっています。

この冊子に関するご意見・ご質問は、下記までお寄せください

佐賀県統括本部消防防災課

電 話 0952-25-7027

F A X 0952-25-7262

E-mail shouboubousai@pref.saga.lg.jp

- ◆ 国民保護に関して、次のホームページに詳細な資料等が掲載されています。

佐賀県の国民保護に関するホームページ

県ホームページ <http://www.pref.saga.lg.jp/>のトップページから

「▶ 暮らし・安全」→ 「▶ 国民保護」をご覧ください。

内閣官房 国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※ このホームページには、万が一の際に、皆さんがどのように行動し、あるいは普段から何を備えておけばよいのか等についてまとめた「武力攻撃やテロなどから身を守るために」というパンフレットが掲載されていますので、是非参考にしてください。

消防庁 国民保護のホームページ

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>のトップページから

「▶ 分野から検索」→ 「▶ 国民保護」をご覧ください。



表紙のマークは、民間防衛を行う人を識別するための国際的な特殊標章です。
このマークは、ジュネーブ諸条約追加議定書Iに規定されており、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。
デザインは、オレンジ色地に青の正三角形となっています。